

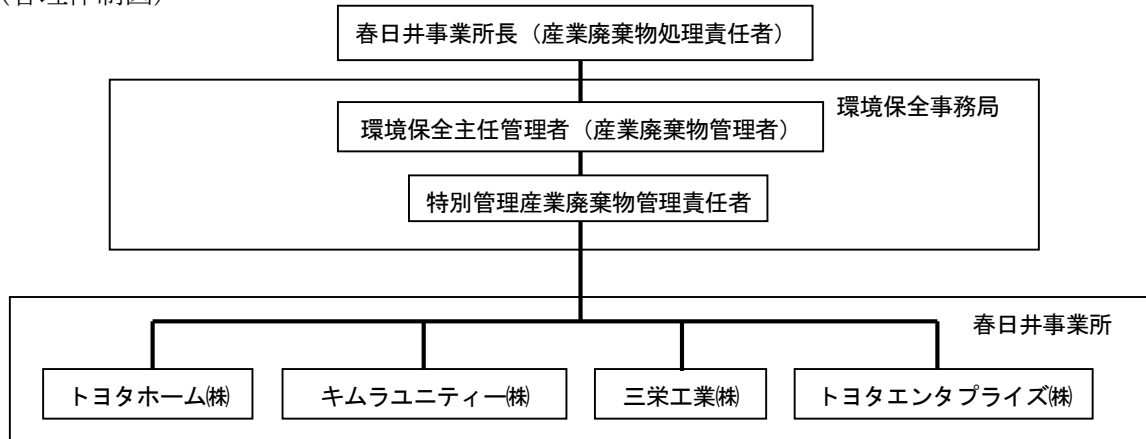
様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
平成30年 6月 27日	
愛知県知事 殿	
提出者 住 所 愛知県春日井市神屋町引沢1 氏 名 トヨタホーム株式会社 春日井事業所長 久川 育央 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0568-88-0909	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	トヨタホーム株式会社 春日井事業所
事業場の所在地	愛知県春日井市神屋町引沢1番地
計画期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	24 金属製品製造業（鉄骨系プレハブ住宅製造業）
②事業の規模	製造品出荷額 3,134,532万円
③従業員数	590人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（平成29年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	—
	排出量	別紙2のとおり t	— t
	（これまでに実施した取組） ・納入部材の梱包材低減 ・汚泥の含水率低減 ・加工不良の撲滅、加工時の歩留まり向上 ・廃棄物の有価物化 ・石膏ボード納入時の養生材リターナブル化		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	—
	排出量	別紙2のとおり t	— t
	（今後実施する予定の取組） ・納入部材の梱包材低減 ・汚泥の含水率低減 ・加工不良の撲滅、加工時の歩留まり向上 ・廃棄物の有価物化 ・石膏ボード納入時の養生材リターナブル化		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・ 廃棄物は約60種類に細かく分別し、種類毎に置場番号を設定して分別管理している。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・ 現状の種類、方法にて分別管理していく。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（平成29年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	別紙2のとおり t	— t
	(これまでに実施した取組) ・ 特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	別紙2のとおり t	— t
	(今後実施する予定の取組) ・ 特に予定していない。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（平成29年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	別紙2のとおり t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	別紙2のとおり t	— t
	(これまでに実施した取組) ・ 特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	別紙2のとおり t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	別紙2のとおり t	— t
	(今後実施する予定の取組) ・ 特に予定していない。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	—
	全 処 理 委 託 量	別紙2のとおり t	— t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	別紙2のとおり t	— t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	別紙2のとおり t	— t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	別紙2のとおり t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	別紙2のとおり t	— t
	(今後実施する予定の取組) ・ 優良認定処理業者への処理委託を検討する。 ・ 委託先処理業者への実地確認を定期的実施する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

平成 30年 6月 27日

産業廃棄物の種類	産業廃棄物の一連の処理の工程
汚泥	・再生処理業者に処理を委託し、セメント原料として再資源化
廃油	・再生処理業者に処理を委託し、エマルジョン燃料として再資源化 ・中間処理業者に処理を委託し、焼却
廃酸	・再生処理業者に処理を委託し、セメント原料として再資源化
廃アルカリ	・再生処理業者に処理を委託し、セメント原料として再資源化
廃プラスチック類	・再生処理業者に処理を委託し、セメント製造燃料及び材料として再資源化 ・中間処理業者に処理を委託し、焼却
木くず	・再生処理業者に処理を委託し、製紙用原料として再資源化
金属くず	・再生処理業者に処理を委託し、金属原料として再資源化
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	・再生処理業者に処理を委託し、石こうボード原料及びセメント原料として再資源化

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 【前年度 (平成 29年度) 実績】	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず	金属くず	ガラスくず、コン クリートくず及 び陶磁器くず	合計
	排出量	160.272t	25.69t	34.67t	10.95t	175.87t	191.94t	0t	619.24t	1218.632t
②計画 【目標】	排出量	155t	25t	34t	10t	175t	185t	1t	615t	1200t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

[illegible]

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

[illegible]

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

[illegible]

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

[illegible]